

令和 6 年 12 月 会 議
第 18 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開 催 年 月 日 令和6年12月25日(水)

開 催 の 場 所 議会棟全員協議会室

出 席 委 員

議席番号 1 番	森 山 謙 治	議席番号 9 番	金 子 美登里
議席番号 2 番	比留川 賢 次	議席番号 10 番	橋 本 久 男
議席番号 3 番	笠 間 保 一	議席番号 11 番	大 塚 秀 一
議席番号 4 番	比留川 義 昭	議席番号 12 番	宇 野 政 信
議席番号 6 番	内 田 直 彌	議席番号 13 番	早 川 新 市
議席番号 7 番	早 川 晴 子	議席番号 14 番	古 塩 貞 夫
議席番号 8 番	木 村 寛		

欠 席 委 員

出 席 推 進 委 員

第1地区担当	山 田 英 毅	第3地区担当	志 澤 輝 彦
第2地区担当	峯 山 健 吾		

欠 席 推 進 委 員

傍 聴 人 0 名

提 出 し た 議 案

議案第33号	農用地利用集積計画の決定について
報告第9号	専決処分について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領

綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	峯 山 哲 夫
次 長	三 枝 利 行
主 幹	古 賀 治 美
主 査	小 室 洋 史

9 時 30 分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）《 挨拶 》

ただ今より令和 6 年 12 月第 18 回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、13 名、推進委員は 3 名でございます。

定足数であります。在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に 3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、10 番 橋本委員、11 番 大塚委員の両名にお願い申し上げます。

次に 4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（古賀主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせていただきますと思います。事前に配布させていただきました総会議案書、協議会資料、本日皆様の机上に、諸般の報告、農政時報、令和 6 年度神奈川県中央地区農業委員会連合会農業委員等特別研修会のチラシをお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。

諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

今後の予定について申し上げます。1 月 6 日、年頭挨拶におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。12 日、消防出初式におきまして、会長が出席の予定でございます。20 日、審議案件現地調査、市内一円において、第 2 班の委員が出席される予定でございます。同日、令和 7 年 1 月（第 19 回）農業委員会総会議案打合せ、農業委員会事務局において、会長、職務代理が出席される予定でございます。28 日、令和 7 年 1 月（第 19 回）農業委員会総会、議会棟全員協議会室において、委員全員が出席される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の 5 ページをご覧ください。審議前に、当日総会分を申し上げます。農用地利用集積計画決定 22 件 28,578 平方メートル、法第 4 条届出 5 件 2270.14 平方メートル、法第 5 条届出 8 件 1,846.76 平方メートル、でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より 5 の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、会議の進行に当たりまして、特段のご協力を賜りますよう併せてお願いいたします。

それでは、日程第 1 号、議案第 33 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。整理番号 46 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 6 ページ、7 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 46 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は 4,065 平方メートル、申出地は■■■■■■■■■■、地目畑、地積 1,032 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 7 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 25 年、5 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、7 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、130 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。賃借人の状況でございますが、年齢は■■歳、自作の畑 3,033 平方メートル、利用集積による畑 1,032 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター等を保有しており、農業従事者は本人、妻、子の 3 名で、従事日数は 300 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。 1 番 森山委員

○1 番（森山 謙治君）本件につきまして、12 月 18 日第 1 班私のほか、比留川 賢次委員、笠間委員、比留川 義昭委員及び志澤推進委員並びに事務局 3 名の合計 8 名で、現地調査を行いました。なお、本日の審議案件につきましては、全て同日同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

議案第 33 号整理番号 46 番ですけれども、現地の状況は、一部にキャベツ、ブロッコリーが作付けされ、残りは耕うん状態となっており、農地として適正に管理されております。第 1 班といたしましては、利用集積の決定に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 3 地区 志澤推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）本日審議がなされます、農用地利用集積計画決定事案について、

12月18日、第1班の森山職務代理、比留川 賢次委員、笠間委員、比留川 義昭委員4名と、事務局に3名の計8名で同行させていただき、現地調査を行ったことをご報告させていただきます。なお、本日の案件は、同日同メンバーで行いましたので、以後割愛させていただきます。

整理番号46の状況について、第1班の代表が述べられたとおり、キャベツ、ブロッコリーが作付けされており、残りは耕うん状態で、農地として適正に管理されておりました。推進委員といたしましては、利用集積の継続は妥当であると考えます。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号46番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号47番を審議いたします。

事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号47番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は43,930.35平方メートル、申出地は■■■■■外1筆、地積合計1,685平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和7年3月1日から令和10年2月29日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成31年、3回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、9ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、200日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのごことでございます。借人の状況でございますが、年齢は■■歳、自作の田4,114平方メートル、畑8,880.72平方メートル、樹園6,229平方メートル、利用集積による畑24,706.63平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につ

きましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、母、弟の3名で、従事日数は300日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告をお願いします。 1番 森山委員

○1番（森山 謙治君）現地は、全面にキャベツが作付けされており、農地として適正に管理されております。また、借人は、私も所属しております綾瀬市園芸協会の一員であり、意欲的に農業経営に取り組んでおります。第1班といたしましては、利用集積の決定に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第3地区 志澤推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）整理番号47の現地の状況は、先ほど第1班の代表委員が述べられたとおり、キャベツが作付けされており、農地として適正に管理されておりました。賃借人は園芸協会に所属し、熱心に取り組んでおられます。以上のことを考えまして、推進委員といたしましては、利用集積継続は妥当であると思います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号47番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号48番を審議いたしますが、整理番号48番、49番の2件は申出人であります借人が同一でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書10ページ、11ページをご覧ください。農用地利用集積

計画の決定について、整理番号 48 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 20,483 平方メートル、申出地は[REDACTED]、地目畑、地積 991 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 7 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 31 年、3 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、11 ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書 12 ページ、13 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 49 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は、[REDACTED]、地目畑、地積 991 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日、利用目的は露地野菜、設定初年は平成 28 年、4 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、13 ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

この 2 件の借人の状況でございますが、年齢は[REDACTED]歳、自作の畑 6,633 平方メートル、利用集積の畑 13,850 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人 1 名で、従事日数は 350 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。 1 番 森山委員

○1 番（森山 謙治君）まず、整理番号 48 番ですが、申請地の南側です。ニンジンが作付けされ、北側は耕うん状態となっております。農地として適正に管理されております。第 1 班といたしましては、利用集積の決定に問題はないと判断いたしました。次に、整理番号 49 番ですが、現地は全面にキャベツが作付けされており、農地として適正に管理されております。第 1 班といたしましては、利用集積の決定に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしてい

ただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第3地区 志澤
推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）整理番号48の状況は、先ほどの第1班代表の委員が述べられたとおり、ニンジンが作付けされており、一部耕うん状態で、農地として適正に管理されておりました。整理番号49の状況は、キャベツが作付けされており、農地として適正に管理されておりました。推進委員といたしましては、農用地利用集積の継続については妥当であると考えております。皆様のご審議のほどよろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願いします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号48番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号49番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号50番を審議いたします。

本件につきましては、XXXXXXXXXXが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に類するため、本件審議の間、しばらくご退席願います。

（XXXXXXXXXX退席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、XXXXXXXXXXが、退席されました。現在の委員数は13名、推進委員2名です。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書14ページ、15ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号50番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は40,242.30平方メートル、申出地はXXXXXXXXXX外1筆、地目畑、地積合計1,586平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の

設定期間は、令和 7 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 31 年、3 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、90 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとでございます。借人の状況でございますが、年齢は ■ 歳、自作の畑 24,307.30 平方メートル、利用集積の畑 15,935 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、父、母の 4 名で、従事日数は 320 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。 1 番 森山委員

○1 番（森山 謙治君）整理番号 50 番ですが、現地は全面にキャベツが作付けされており、農地として適正に管理されております。また、使用借人は、綾瀬市園芸協会の一員であり、意欲的に農業経営に取り組んでおります。第 1 班といたしましては、利用集積の決定に問題は無いと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 3 地区 志澤推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）現地の状況は、先ほど第 1 班の代表委員が述べられたとおり、キャベツが作付けされており、農地として適正に管理されておりました。また、借人は、園芸協会に加入して、熱心に農業に取り組んでおられます。以上のことを考えまして、推進委員といたしましては、利用集積の継続は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 50 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

（[REDACTED]入室、着席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていましたが、[REDACTED]が着席されました。現在の委員数は、委員 13 名、推進委員 3 名です。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号 51 番を審議いたしますが、整理番号 51 番から 54 番の 4 件は申出人であります借人が同一でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 16 ページ、17 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 51 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は 25,542.27 平方メートル、申出地は[REDACTED]外 2 筆、地目畑、地積合計 1,979 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 7 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 4 年、2 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、17 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は、農業経営を行っておらず管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書 18 ページ、19 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 52 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は、[REDACTED]、地目畑、地積 991 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日、利用目的は露地野菜、設定初年は令和 4 年、2 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、19 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は、150 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書 20 ページ、21 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 53 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は、[REDACTED]外 2 筆、地目畑、地積合計 1,982 平方メートルでございます。利用権

の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日、利用目的は露地野菜、設定初年は令和 4 年、2 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、21 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は、農業経営を行っておらず管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書 22 ページ、23 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 54 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は、 外 2 筆、地目畑、地積合計 1,486 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日、利用目的は露地野菜、設定初年は令和 7 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、23 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は、農業経営を行っておらず管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

この 4 件の賃借人の状況でございますが、年齢は 歳、自作の畑 813 平方メートル、利用集積の畑 25,542.27 平方メートルを適切に耕作しており、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人 1 名で、従事日数は 300 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。 1 番 森山委員

○1 番（森山 謙治君）まず、整理番号 51 番の現地 2 か所は、いずれもきれいな耕うん状態となっております。次に、整理番号 52 番につきましても、耕うん状態となっております。次に、整理番号 53 番につきましては、 には、キャベツが作付けされ、 及び は耕うん状態となっております。次に、整理番号 54 番の 3 筆につきましては、全面にキャベツが作付けされております。今回の案件 4 件ともに、農地として適正に管理されております。また、賃借人は綾瀬市園芸協会の一員であり、意欲的に農業経営に取り組んでおります。第 1 班といたしましては、利用集積の決定に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 3 地区 志澤

推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）現地の状況は、先ほど第1班の代表が述べられたとおり、整理番号51は、いずれも耕うん態で、整理番号52も耕うん状態です。また、整理番号53は、 の一部でキャベツが作付けされ、ほかは、耕うん状態で、また、整理番号54は全てキャベツが作付けされておりました。農地として適正に管理されておりました。また、賃借人は、園芸協会に加入して熱心に農業に取り組んでいます。以上のことを考えまして、利用集積の継続、また決定は妥当であると考えます。以上、皆様のご審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願いいたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号51番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号52番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号53番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号54番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号55番を審議いたします。事務

局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 24 ページ、25 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 55 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 7,279 平方メートル、申出地は[REDACTED]外 1 筆、地目畑、地積合計 1,947 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 25 年、5 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、25 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、年齢は[REDACTED]歳、自作の畑 5,332 平方メートル、利用集積の畑 1,947 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、子、子の妻 4 名で、従事日数は 280 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。 1 番 森山委員

○1 番（森山 謙治君）現地は一部にはネギが作付けされ、残りは耕うん状態となっております。農地として適正に管理されております。第 1 班といたしましては、利用集積の決定に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 3 地区 志澤推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）現地の状況は、先ほど 1 班の代表委員が述べられたとおり、ネギが一部作付けされており残りは耕うん状態で、農地として適正に管理にされており、推進委員といたしましては、利用集積の継続は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 55 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号 56 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 26 ページ、27 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 56 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 18,412.75 平方メートル、申出地は■■■■■■■■■■、地目畑、地積 1,289 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 31 年、3 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、27 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、年齢は■■歳、自作の樹園 5,432.75 平方メートル、利用集積の畑 10,974 平方メートル、樹園 2,006 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター等を保有しており、農業従事者は、本人、妻の 2 名で、従事日数は 300 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。 1 番 森山委員

○1 番（森山 謙治君）現地は耕うん状態となっており、農地として適正に管理されております。第 1 班といたしましては、利用集積の決定に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 3 地区 志澤推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）現地の状況は、先ほど第 1 班の代表委員が述べられたとおり、

続きまして、総会議案書 30 ページ、31 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 58 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は、
[REDACTED] 外 3 筆、地目田、地積合計 1,980 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日、利用目的は水稻、設定初年は令和 4 年、2 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましても、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましても、31 ページの案内図をご参照願います。貸人は、120 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書 32 ページ、33 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 59 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は、
[REDACTED] 外 2 筆、地目田、地積合計 1,128 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日、利用目的は水稻、設定初年は令和 4 年、2 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましても、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましても 33 ページの案内図をご参照願います。貸人は、300 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

この 3 件の借人の状況でございますが、利用集積の田 5,617 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、トラクター等を保有しており、農業従事者は、本人、従業員 4 名で、従事日数は 200 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。 1 番 森山委員

○1 番（森山 謙治君）今回の案件であります。整理番号 57 番、58 番、59 番は、連担した田んぼとなっております。いずれもきれいに耕うんされており、農地として適正に管理されております。第 1 班といたしましては、利用集積の決定に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 1 地区 山田推進委員

○第 1 地区（山田 英毅君）12 月 19 日に現地の確認を行いました。現地の状況は、先ほど

第1班の代表委員が述べられたとおりです。整理番号57、58、59は全て耕うん状態です。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願いします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号57番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号58番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号59番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

（XXXXXXXXXX、着席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていましたが、XXXXXXXXXXが着席されました。現在の委員数は、委員13名、推進委員3名です。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号60番を審議いたしますが、整理番号60番から62番の3件は申出人であります借人が同一でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議いたします。事務局より説明を願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書34ページ、35ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号60番でございます。申出人は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は9,004平方メートル、申出地は[REDACTED]外2筆、地目畑、地積合計1,288平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成28年、4回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、35ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営しておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書36ページ、37ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号61番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は、[REDACTED]外1筆、地目畑、地積合計1,288平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日、利用目的は露地野菜、設定初年は平成28年、4回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、37ページの案内図をご参照願います。貸人は、75日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書38ページ、39ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号62番でございます。

申出人は記載のとおりでございます。申出地は、[REDACTED]、地目畑、地積495平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は令和7年1月1日から令和9年12月31日、利用目的は露地野菜、設定初年は令和7年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、39ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

この3件の借人の状況でございますが、自作の畑3,270平方メートル、利用集積の畑5,734平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、法人代表者1名で、従事日数は360日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告を願います。 1番 森山委員

○1 番（森山 謙治君）まず、整理番号 60 番ですが、3 筆ともに耕うん状態となっております。整理番号 61 番につきましては、わさび菜、ハウレンソウ、ラディッシュ、タマネギ等が作付けされております。整理番号 62 番は、耕うん状態となっております。以上 3 件のいずれも農地として適正に管理されております。第 1 班といたしましては、利用集積の決定に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていたっている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 3 地区 志澤推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）現地の状況は、先ほど第 1 班の代表委員が述べられたとおり、整理番号 60 番は、全て耕うん状態でした。整理番号 61 番は、わさび菜、ハウレンソウ、ラディッシュ、タマネギが作付けされておりました。整理番号 62 番は耕うん状態で、全て農地として適正に管理されております。推進委員といたしましては、利用集積の継続決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1 件ずつ行いますのでよろしくお願いします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 60 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号 61 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号 62 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号 63 番についてを議題といたしますが、本件については、■が農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与の制限に当たるため退席をいたしますので、本件審議の議事を森山職務代理に交代いたします。

(■)

(1 番 森山職務代理 議長席着席)

○議長（森山 謙治君）本件議案につきまして、■に代わり私が議事を進行いたします。ただいま、■が退席いたしましたので、現在の委員数は委員 12 名、推進委員 3 名です。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 40 ページ、41 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 63 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 10,945 平方メートル、申出地は■外 1 筆、地目田、地積合計 990 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 31 年、3 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、41 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、300 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、自作の畑 3,214 平方メートル、利用集積の畑 6,839 平方メートル、樹園 892 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、子の 3 名で、従事日数は 360 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（森山 謙治君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認しております第 1 班の代表として私から報告いたします。

現地は、2 筆とも耕うん状態となっており、農地として適正に管理されております。第 1 班といたしましては、利用集積の決定に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 3 地区 志澤推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）現地の状況は、先ほど第1班の代表委員が述べられたとおり、全て耕うん状態で、農地として適正に管理されておりました。推進委員といたしましては、利用集積の継続は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（森山 謙治君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森山 謙治君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号63番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（森山 謙治君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。これをもちまして■■■■■に■■■■■を交代いたします。

（森山職務代理 議長席離席、自席着席）

（■■■■■）

○議長（古塩 貞夫君）それでは、改めまして議長を務めさせていただきます。現在の委員数は委員13名、推進委員3名です。

次に同じく、農用地利用集積計画決定事案を議題といたしますが、整理番号64番から66番の3件については、申請人である使用借人が同一人でありますので、一括審議をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議いたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（古賀主幹）総会議案書42ページ、43ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号64番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は、■■■■■番、地目田、地積495平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日、利用目的は露地野菜、設定初年は平成31年、3回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、43ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書44ページ、45ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決

定について、整理番号 65 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は、
[REDACTED]、地目田、地積 482 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日、利用目的は露地野菜、設定初年は平成 31 年、3 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、45 ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書 46 ページ、47 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 66 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は、
[REDACTED] 外 5 筆、地目田、地積合計 2,492 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は令和 7 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日、利用目的は露地野菜、設定初年は令和 7 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、47 ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

この 3 件の借人の状況でございますが、整理番号 63 番と同一人で、自作の畑 3,214 平方メートル、利用集積の畑 6,839 平方メートル、樹園 892 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、子の 3 名で、従事日数は 360 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。 1 番 森山委員

○1 番（森山 謙治君）まず、整理番号 64 番につきましては、耕うん状態です。次の整理番号 65 番も耕うん状態です。次の整理番号 66 番も全て耕うん状態となっております。農地として適正に管理されております。第 1 班といたしましては、利用集積の決定に問題がないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 3 地区 志澤推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）現地の状況は、先ほど第 1 班代表委員が述べられたとおり、整

理番号 64 は、耕うん状態、また、整理番号 65 も耕うん状態で、整理番号 66 番も全て耕うん状態で、全て農地として適正に管理されております。推進委員といたしましては、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1 件ずつ行いますのでよろしくお願いします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 64 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号 65 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号 66 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号 67 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 48 ページ、49 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 67 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は 6,807 平方メートル、申出地は XXXXXXXXXX、地目畑、地積 991 平方メートルでございます。

利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 7 年 2 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 7 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でござい

す。場所につきましては、49 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、60 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのごことでございます。賃借人の状況でございますが、年齢は ■ 歳、利用集積による畑 6,807 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、父、母の 3 名で、従事日数は 340 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。 1 番 森山委員

○1 番（森山 謙治君）現地はキャベツ収穫後の耕うん状態となっており、農地として適正に管理されております。また、賃貸人は、綾瀬市園芸協会の一員であり、意欲的に農業経営に取り組んでおります。第 1 班といたしましては、利用集積の決定に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 3 地区 志澤推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）現地の状況は先ほど第 1 班の代表委員が、述べられたとおりです。キャベツの収穫後の耕うん状態ということで、農地として適正に管理いただいております。また、賃貸人は園芸協会に加入し、熱心に農業に取り組んでおります。以上のことを鑑みまして、推進委員といたしましては、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画の決定について、整理番号 67 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、日程第2号、報告第9号、専決処分についてを、議題といたします。事務局長より報告願います。

○事務局長（峯山事務局長） それでは、日程第2号報告第9号専決処分についてでございます。議案書の50ページから53ページをご覧ください。本件につきまして、農地法第4条第1項第7号の規定による届出5件、農地法第5条第1項第6号の規定による届出8件ございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。

議案書の50ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出、5件でございます。整理番号13番と14番は転用の内容は駐車場で地積合計1,681平方メートル、整理番号15番と16番は転用の内容は住宅敷地で地積合計585平方メートルでございます。整理番号17番は転用の内容はゴミ集積所で地積4.14平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

次に議案書52ページから53ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出8件でございます。整理番号18番から23番及び25番、こちらの転用内容は、住宅敷地で、地積合計1,723.76平方メートルでございます。整理番号24番、転用内容は資材置場で地積123平方メートルです。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。以上専決処分等の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君） 事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君） 意見なしと認めます。これをもちまして、報告第9号専決処分についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、令和6年12月第18回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

10時42分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定によりここに署名する。

綾瀬市農業委員会議長

綾瀬市農業委員会委員

綾瀬市農業委員会委員